

## 「利根川流域分割図」等の情報開示請求訴訟判決のご報告

11.8.2

平成22年（行ウ）第516号 行政文書一部不開示決定取消等請求事件

原告 高橋利明

被告 国（処分行政庁）関東地方整備局長

原告 高橋利明

原告 弁護士団

### 1 本日の判決結果

本日、東京地方裁判所民事第38部において、上記表記の情報公開請求訴訟の判決が、午後1時25分から、同地裁522号法廷でありました。判決は、「利根川の流域分割図と流域モデル図を開示せよ」というもので、原告の全面勝訴判決でした。

これらの図面が開示されれば、別訴の利根川流域住民を原告とし、流域6都県の知事等を被告とする八ッ場ダム建設の建設負担金等の支出差止め住民訴訟（現在、6件、東京高裁で控訴審係属）において、原告・住民側でも、基本高水の再現計算を行うことができる見通しです。原告・弁護士団は、関東地方整備局が控訴をせず、判決に従って流域分割図等を直ちに開示することを求めます。

判決は、被告が「流域分割図を開示すると、ダム予定地が明らかになり、住民に混乱を引き起こす可能性がある。」とする情報不開示の理由については、次のように説示しております。

「行政機関等の意思決定前の情報だからといって、当該事項に関する情報を全て不開示にすることになれば、政府がその諸活動を国民に説明する責務を全うするという情報公開法の理念と相反することになりかねない。」(判決書10頁)

「本件流域分割図は、構想段階の洪水調節施設周辺の土地を、それを購入することができるくらいの正確性をもって特定できるだけの現地復元性がある図面であるとは到底認めがたいといわざるを得ない。」(判決書13頁)

「沼田ダムについては、計画の内容が単なる構想段階の域を超えて具体的な施設の位置なども特定して実現可能性があるかのように報道されたために混乱が生じたと解され、本件のように、およそ土地を購入しようにも特定の設置場所も判明しない構想段階にとどまる事案とは前提を異にするものであって、この点についての被告の主張も採用できない。」(判決書15頁)

そして、本判決では、被告に直ちに流域分割図の開示を命じております。次のとおりです。

「本件各図面の開示決定の義務付けを求める原告の訴えは適法であるとともに、本件各図面の不開示の決定の取消しを求める原告の請求は理由があり、かつ、処分行政庁が本件各図面の開示決定をすべきであることは情報公開法 5 条の規定から明らかであると認められるから、当該開示決定の義務付けを求める原告の請求は理由がある。」(判決書 16 頁)

## 2 「八斗島地点毎秒 2 万 2 0 0 0 m<sup>3</sup>」をめぐるウソだらけの国交省の説明

国交省と関東地方整備局は、これまで「カスリーン台風が再来した場合、(ダムなしという条件では) 八斗島地点に毎秒 2 万 2 0 0 0 m<sup>3</sup>という洪水が襲う」とか、「カスリーン台風では上流部に相当の氾濫があったが、同台風以降、上流部で堤防改修が進み溢れないようになったので、その分、下流の流量が増え危険が増大した」として、八斗島地点の計画流量(基本高水流量)を毎秒 2 万 2 0 0 0 m<sup>3</sup>とし、この洪水を防ぐには、上流域において多数のダム設置が必要であると、その 7 つ目のダムとして八ッ場ダムを計画、着工したものです。

しかし、原告・弁護団の上流での現地調査によれば、カスリーン台風以降、下流の流量を増やすような堤防の嵩上げ工事や新堤の築堤工事などは、どこにも行われておりませんでした。今回の日本学術会議の「河川流出モデル、基本高水評価検討等分科会」の基本高水の見直し作業でも、カスリーン台風時に上流域で大氾濫があったなどの記述は一切なく、毎秒 2 万 1 1 0 0 m<sup>3</sup>という洪水は、国交省の机上の堤防改修計画が全て完成した場合の計算流量であることを認めているところです(「回答骨子 4」7 頁)。ですから、利根川の現況施設では、カスリーン台風が再来しても、八斗島地点には毎秒 2 万 2 0 0 0 m<sup>3</sup>もの洪水は来襲する余地はありません。重ねて申せば、上流域に多数のダムが必要であるとしている条件は、国交省の長期計画の下においても、未来永劫に条件は満たされることはないのです。ですから、現在以上のダム建設の必要性は全く認められないのです。

国交省は、「八斗島に毎秒 2 万 2 0 0 0 m<sup>3</sup>が襲う」という虚偽宣伝に関して、さいたま地裁からの調査囑託への「回答」でも虚偽公文書を作成して解答するなど犯罪まで犯しています。信じがたい不法行為を繰り返しているのです。

## 3 実績流量と計算流量と計算流量との大幅な乖離を説明できない日本学術会議

日本学術会議は、これまでの作業結果を「回答骨子 4」にまとめ、6 月 2 0 日、これを公表されていますが、この度の検証においても、上記の私たちの疑問は、何一つ解消されませんでした。というよりも、疑問は一層深まりました。前記分科会の「回答骨子 4」のところでは、カスリーン台風時の洪水再現計算では、八斗島地点で毎秒 2 万 1 1 0 0 m<sup>3</sup>の洪水が来るとの計算になったとはするものの、カスリーン台風時の実績洪水規模は、毎秒 1 万 7 0 0 0 m<sup>3</sup>と推定されていることが改めて確認されたというのです(7 頁)。そうであれば、計算流量と実績流量との大きな差がどうして生まれたのか。その差、毎秒 4 0 0 0 m<sup>3</sup>について、その洪水がどこをどのように流れて行ったのかが説明されるべきもので

す。

「回答骨子4」では、計算流量と実績流量との差・毎秒4000m<sup>3</sup>について、「河道貯留（もしくは河道近傍の氾濫）の効果」としています。この説明の言葉の意味自体からすると、「洪水時に河道で増える流量増加分や河道の近くで起こる氾濫流量の効果」ということになり、これらの河道貯留分は「遅れ」を生ずると説明をしているのですが、貯留関数法という流出解析においては、洪水時に河道に貯留される流量増加分はピーク流量の解析の中に当然に折り込まれています。ですから、上流での大氾濫以外に、計算上の流出の遅れは起こりえないはずですが、「回答骨子4」では、烏川下流部の右岸一帯で氾濫があったとし、分科会の言う「河道貯留（もしくは河道近傍の氾濫）の効果」について解説をしているところがありますが、それは「回答骨子4」と付属資料（第9回配付資料5）の説明でも、ピーク流量を約600m<sup>3</sup>/S引き下げる効果しか持ちません。このように、「回答骨子4」でも、計算流量と実績流量との大きな乖離が生ずる理由を説明できないでいるのです。日本の最高レベルの学識者や専門家が集まっても、従前の国交省のデタラメな説明をそのまま維持するだけに終わっているのです。そして、分科会が、国交省が重ねてつき続けているウソや犯罪行為について問いただしたという形跡は窺えません。

以上のところから、カスリーン台風時に八斗島地点の実績流量が毎秒1万7000m<sup>3</sup>以下であり、かつ、上流部での大氾濫がないことが改めて確認されたとすれば、計算上のピーク流量が毎秒2万1000～2万2000m<sup>3</sup>となることは考えがたいことになります。

#### 4 原告・弁護団の新たな挑戦

原告・弁護団は、この度の資料入手ができた場合、この不可解な状況の解明に挑戦します。原告・弁護団は、現在においても、この不可思議な状況についての解明作業を行っております。私たちは、利根川の基本高水を巡って国土交通省と同じ土俵に立って戦わされておりますが、私たちの手は縛られ目隠しをされての相撲です。「回答骨子4」には、「今回の検討で学術会議は、社会基盤の構築の基本値の一つである基本高水に関して、確かな情報が広く共有されていない状況が、社会の混乱、合意形成の障害を引き起こすことを確認した」（8頁）としています。この指摘は、利根川水系の基本高水流量問題に対する私たちの異議活動を指しているのかどうかは不明ですが、市民と行政が不幸にして戦う場面で、行政が自分たちにとって都合の悪い情報を一切秘匿してしまうやり方は、最近の高速鉄道事故隠しと基本的には変わらない非民主主義国家のやり方だと言わざるを得ません。開示を直ちに行うべきです。

5 住民のダム建設を不要とする運動は全国各地で広がっています。この度の情報開示を命ずる判決は、ダム建設をより押しする力に対しての大きな武器になることがあると思われれます。この判決が、そうした人々に力を与えるものとなることがあれば幸いです。

以上